IEEE Antennas and Propagation Society Nagoya Chapter 規約

第1条(名称)

本会は、IEEE Antennas and Propagation Society Nagoya Chapter と称する。略称は、IEEE AP-S Nagoya Chapter とする。

第2条(目的)

本会は、会員相互の交流ならびに関連機関との連携によって、アンテナ・伝搬分野の発展に寄与することを目的とする。

第3条(会員)

本会は、IEEE Antennas and Propagation Society の会員によって構成される。会員の本会への参加条件は、中部地区に活動拠点を置くこととする。

第4条(役員)

この会に以下の役員を置く。

委員長(Chair) 1名 副委員長(Vice Chair) 1名 幹事(Secretary) 1名 会計(Treasurer) 1名

第5条(役員の選任および任期)

委員長・副委員長・幹事・会計は、IEEE Antennas and Propagation Society Nagoya Chapter に所属する会員から 選任され、任期は原則1期2年間とする。

附則

この規約は、2021年01月07日から施行する。